

議員提出議案11号

三朝町議会委員会条例の一部改正について

次のとおり三朝町議会委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和6年12月18日

提出者	三朝町議会議員	藤井克孝
賛成者	三朝町議会議員	松原成利
賛成者	三朝町議会議員	吉田道明
賛成者	三朝町議会議員	遠藤勝太郎
賛成者	三朝町議会議員	山口博
賛成者	三朝町議会議員	石田恭二
賛成者	三朝町議会議員	能見貞明
賛成者	三朝町議会議員	松原茂隆
賛成者	三朝町議会議員	吉村美穂子
賛成者	三朝町議会議員	河村明浩
賛成者	三朝町議会議員	小椋泰志
賛成者	三朝町議会議員	森貴美子

三朝町議会委員会条例の一部を改正する条例

三朝町議会委員会条例（昭和62年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 常任委員会の名称及び委員の定数は次のとおりとし、その所管は別表のとおりとする。 (1) 総務教育常任委員会 <u>5人</u> (2) 産業民生常任委員会 <u>5人</u>	(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 常任委員会の名称及び委員の定数は次のとおりとし、その所管は別表のとおりとする。 (1) 総務教育常任委員会 <u>6人</u> (2) 産業民生常任委員会 <u>6人</u>

(3) 略 2 略	(3) 略 2 略
--------------	--------------

附 則

この条例は、令和7年1月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出された議員の任期の始まる日から施行する。